|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| YWVOB 会・規程 03 | ＯＢ山行委員会規程 | 001 版 |

Ｏ Ｂ 山 行 委 員 会 規 程

第１条（総則）

この規程は横浜国立大学ワンダーフォーゲル部ＯＢ会（以下「本会」という）のＯＢ山行委員会運営の詳細を定める。

第２条（目的）

ＯＢ山行委員会は本会会則（以下「会則」という）第６章、第２節にて定義され、その目的は会則第５９条に、「ＯＢ山行委員会は、山行をはじめとするワンダリング活動を通じ、会員間の親睦を深めることを目的とする」と謳われており、それに従う。

第３条（ＯＢ山行委員会の所管業務）

（一）本会が企画、開催するＯＢ山行の企画、立案及び実施並びにその取りまとめ

（二）会員が参加する山行に関する広報

（三）偵察や調査費用などの予算案の立案と役員会への提案

（四）その他必要に応じた業務

第４条（運営）

（一）会則第６１条（ワンダリング活動に係わる責任の所在）には、「本会が実施するワンダリング活動の疾病や事故・災害については、本会は責任を負わない」と謳っていることを、常に周知徹底する。

（二）その他はＯＢ山行規程に基づき、ＯＢ山行委員を中心にＯＢ山行を運営する。

第５条(改廃)

この規程の制定と改廃は、ＯＢ山行委員長が立案し、役員会で決定する。

第６条(施行)

この規程は２０２３年１月７日から施行する。

００１版）２０２３年１月７日　制定